

名古屋国際会議場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 28 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第92号

名古屋国際会議場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋国際会議場条例施行細則（平成 2 年名古屋市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項ただし書中「1 回券（第 3 号様式）及び回数券（第 4 号様式）による場合にあってはこれらの交付を受ける際に利用料金を納付するものとし、」を削り、「あっては駐車場」を「あっては、駐車場」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第14条第 1 項中「第 5 号様式」を「第 3 号様式」に改める。

別表を次のように改める。

## 別表

## 1 センチュリーホールの附属設備

分類	品 目	単 位	利用料金 の基準額	備 考
舞台 設備	平 台	1 枚	150円	
	指 揮 台	1 個	310円	指揮者用譜面台付
	譜 面 台	1 個	150円	
	灯 付 譜 面 台	1 個	300円	
	金 び ょ う ぶ	1 双	1,560円	
	銀 び ょ う ぶ	1 双	1,560円	
	鳥 の 子 び ょ う ぶ	1 双	1,560円	
	紗 幕	1 枚	2,400円	
	大 黒 幕	1 枚	2,400円	
	毛 せ ん	1 枚	480円	
	上 敷	1 枚	480円	
	地 が す り	1 枚	2,400円	
	座 布 団	1 枚	150円	
	オーケストラピット用のせり	1 式	9,360円	2 基
	せ り	1 基	1,560円	
反 響 板	1 式	5,400円		
楽器	グランドピアノ (A)	1 台	12,480円	調律は、使用者の負担とする。

	グランドピアノ (B)	1 台	9,600円	調律は、使用者の負担とする。
	た て 型 ピ ア ノ	1 台	1,560円	調律は、使用者の負担とする。
音響 設備	マイクロホン (A)	1 本	1,080円	
	マイクロホン (B)	1 本	720円	
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	6,000円	
	マイクロホンスタンド	1 本	360円	
	マイクロホンつり装置	1 基	1,560円	
	録音再生装置	1 台	1,560円	
	副 調 整 卓	1 台	2,040円	
	ステージスピーカー	1 台	780円	
	はね返りスピーカー	1 台	720円	
	音 声 中 継 線	1 式	1,200円	
	イ ン カ ム	1 台	360円	
照明 設備	A セ ッ ト	1 式	54,000円	第1、第2、第3及び第4 ボーダーライト 天井反響板組込照明灯 Horizont ライト プロセニウムライト、 第1及び第2 シーリングライト、フロントサイドライト、ポ

			<p>ータルライト、タワーライト、第1、第2、第3、第4及び第5サスペンションライト、客席サスペンションライト並びにステージスポットライトのうち400台以内</p>			
B	セ	ッ	ト	1式	36,000円	<p>第1、第2、第3及び第4ボーダーライト</p> <p>天井反響板組込照明灯</p> <p>ホリゾンライト</p> <p>プロセニウムライト、第1及び第2シーリングライト、フロントサイドライト、ポータルライト、タワーライト、第1、第2、第3、第4及び第5サスペンションライト、客席サスペンションライト並びにステージスポットライトのうち250台以内</p>
						<p>第1、第2、第3及び第4ボーダーライ</p>

	C セ ッ ト	1 式	8,400円	ト（白色のみ） 天井反響板組込照明 灯 プロセニウムライト （8台） 第1シーリングライ ト（24台） フロントサイドライ ト（24台） ポータルライト（4 台） 第1サスペンション ライト（16台） ステージスポットラ イト（4台）
	ピンスポットライト	1台	2,400円	
	スポットライト	1台	300円	
	ミラーボール	1台	1,200円	
	ドライアイスマシン	1台	1,200円	
	フォグマシン	1台	1,200円	
	可搬型調光操作卓	1式	24,000円	
	D M X 回 線	1式	1,800円	
映像 設備	スクリーン（A）	1式	2,400円	250インチ以上
	スクリーン（B）	1式	1,200円	250インチ未満
	録 画 装 置	1台	1,800円	

一般備品	ホワイトボード	1台	840円	
	電源設備	10キロワットまでごとに	1,800円	設備容量による。
備考				
<p>1 利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表に定める基準額に基づき指定管理者が定めた額（以下この号において「指定管理者が定めた額」という。）、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつては指定管理者が定めた額に2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあつては指定管理者が定めた額に3を乗じて得た額とする。</p> <p>2 附属設備の配置及び取り片付けは、使用者の負担とする。</p>				

## 2 イベントホールの附属設備

分類	品目	単位	利用料金の基準額	備考
舞台設備	サイドステージ	1基	12,000円	
	可動階段席	1基	14,400円	
音響設備	マイクロホン（A）	1本	1,080円	
	マイクロホン（B）	1本	720円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	6,000円	
	マイクロホンスタンド	1本	360円	
	録音再生装置	1台	1,560円	
	副調整卓	1台	2,040円	
	センタースピーカー	1式	1,200円	

	ステージスピーカー	1台	780円	
	はね返りスピーカー	1台	720円	
	インカム	1台	360円	
照明 設備	A セット	1式	54,000円	スポットライト (280台) アッパーホリゾン トライト ロアーホリゾン トライト
	B セット	1式	36,000円	スポットライト (180台) アッパーホリゾン トライト ロアーホリゾン トライト
	C セット	1式	12,000円	スポットライト (60台) アッパーホリゾン トライト ロアーホリゾン トライト
	ピンスポットライト	1台	2,400円	
	スポットライト	1台	300円	
	D M X 回線	1式	1,800円	
	映像 設備	スクリーン	1式	2,400円
一般	ホワイトボード	1台	840円	

備品	机	1台	120円	
	いす	1脚	120円	
電源設備		10キロワットまでごとに	1,800円	設備容量による。
備考				
<p>1 利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表に定める基準額に基づき指定管理者が定めた額（以下この号において「指定管理者が定めた額」という。）、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつては指定管理者が定めた額に2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあつては指定管理者が定めた額に3を乗じて得た額とする。</p> <p>2 附属設備の配置及び取り片付けは、使用者の負担とする。</p>				

3 レセプションホール、展示室及び会議室の附属設備

分類	品目	単位	利用料金の基準額	備考
音響設備	有線マイクロホン	1個	1,080円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	3,600円	
	マイクロホンスタンド	1本	540円	
	録音再生装置	1台	1,560円	
映像設備	スクリーン（A）	1台	3,600円	250インチ以上
	スクリーン（B）	1台	1,800円	150インチ以上250インチ未満
	スクリーン（C）	1台	1,080円	150インチ未満

	液晶プロジェクター (A)	1台	48,000円	
	液晶プロジェクター (B)	1台	36,000円	
	液晶プロジェクター (C)	1台	12,000円	
	録画装置	1台	2,700円	
	レーザーポインター	1個	720円	
一般 備品	ホワイトボード	1台	1,260円	
	掲示板	1台	630円	
	手元灯	1台	180円	
	ポータブルステージ	1個	1,800円	
	ついで立て	1台	540円	
	演台	1台	720円	
	花台	1台	480円	
備考 <p>利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表に定める基準額に基づき指定管理者が定めた額（以下この表において「指定管理者が定めた額」という。）、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあっては指定管理者が定めた額に2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあっては指定管理者が定めた額に3を乗じて得た額とする。</p>				

#### 4 白鳥ホールの附属設備

分類	品目	単位	利用料金の基準額	備考
舞台	平台	1枚	150円	

設備	金 び ょ う ぶ	1 双	1,560円	
	ジ ョ ー ゼ ッ ト	1 枚	4,800円	
	ポ ー タ ブ ル ス テ ー ジ	1 個	1,200円	
	サ イ ド ス テ ー ジ	1 基	12,000円	
音響 設備	マ イ ク ロ ホ ン ( A )	1 本	1,080円	
	マ イ ク ロ ホ ン ( B )	1 本	720円	
	ワ イ ヤ レ ス マ イ ク ロ ホ ン	1 本	2,400円	
	マ イ ク ロ ホ ン ス タ ン ド	1 本	360円	
	録 音 再 生 装 置	1 台	1,560円	
	副 調 整 卓	1 台	2,040円	
	ス テ ー ジ ス ピ ー カ ー	1 台	780円	
	は ね 返 り ス ピ ー カ ー	1 台	720円	
	ス タ ン ド ス ピ ー カ ー	1 台	720円	
	イ ン カ ム	1 台	360円	
照明 設備	A セ ッ ト	1 式	14,400円	スポットライト (70台) アッパーホリゾン トライト ローアホリゾン トライト
	B セ ッ ト	1 式	8,400円	スポットライト (36台) アッパーホリゾン トライト

				ローアホリゾントライト
	C セ ッ ト	1 式	4,200円	スポットライト（白色のみ）（18台）
	ピンスポットライト	1 台	2,400円	
	ス ポ ッ ト ラ イ ト	1 台	300円	
	D M X 回 線	1 式	1,800円	
映像 設備	スクリーン（A）	1 台	2,400円	250 インチ以上
	スクリーン（B）	1 台	1,200円	250 インチ未満
	液晶プロジェクター	1 台	48,000円	
	録 画 装 置	1 台	1,800円	
	レーザーポインター	1 個	480円	
一般 備品	ホ ワ イ ト ボ ー ド	1 台	840円	
	掲 示 板	1 台	420円	
	手 元 灯	1 台	120円	
	つ い 立 て	1 台	360円	
電 源 設 備		10キロ ワット までご とに	1,800円	設備容量による。
備考				
1 利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表に定める基準額に基づき指定管理者が定めた額（以下この号において「指定管理者が定めた額」という。）、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつては指定管理				

者が定めた額に 2 を乗じて得た額、全日の区分による使用にあつては指定管理者が定めた額に 3 を乗じて得た額とする。

2 附属設備の配置及び取り片付けは、使用者の負担とする。

5 国際会議室の附属設備

分類	品 目	単 位	利用料金 の基準額	備 考
舞台 設備	ポータブルステージ	1 個	1,800円	
音響 設備	マイクロホン (A)	1 本	1,620円	
	マイクロホン (B)	1 本	1,080円	
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	3,600円	
	マイクロホンスタンド	1 本	540円	
	録音再生装置	1 台	1,560円	
	はね返りスピーカー	1 台	1,080円	
	スタンドスピーカー	1 台	1,080円	
	インカム	1 台	540円	
照明 設備	スポットライト	1 台	450円	
映像 設備	スクリーン (A)	1 台	3,600円	250 インチ以上
	スクリーン (B)	1 台	1,800円	150 インチ以上 250 インチ未満
	スクリーン (C)	1 台	1,080円	150 インチ未満
	液晶プロジェクター	1 台	48,000円	
	録画装置	1 台	2,700円	

	レーザーポインター	1個	720円	
一般 備品	ホワイトボード	1台	1,260円	
	掲示板	1台	630円	
	手元灯	1台	180円	
	ついでて	1台	540円	
電源設備		10キロワットまでごとに	1,800円	設備容量による。
<p>備考</p> <p>利用料金の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表に定める基準額に基づき指定管理者が定めた額（以下この表において「指定管理者が定めた額」という。）、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつては指定管理者が定めた額に2を乗じて得た額、全日の区分による使用にあつては指定管理者が定めた額に3を乗じて得た額とする。</p>				

## 6 駐車場

使用区分	利用料金の基準額
大型自動車（1台1回につき）	2,000円
普通自動車（1台1回につき）	700円
<p>備考</p> <p>供用時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、供用時間を変更することができる。</p>	

第3号様式及び第4号様式を削り、第5号様式を第3号様式とする。

### 附 則

- この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第14条第1項の改正規定、別表の改正規定（6 駐車場の表に係る部分に限る。）、

第3号様式及び第4号様式を削り、第5号様式を第3号様式とする改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の名古屋国際会議場条例施行細則の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋国際会議場条例施行細則の規定に基づいて交付されている回数券は、この規則の公布の日以後無効とし、同日から令和10年3月31日までの期間に限り、既納の利用料金の額を11で除して得た額に券片の枚数を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り上げる。）を還付する。